

港区立みなと科学館管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）とトータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ（以下「乙」という。）は、令和2年3月16日付けで締結した「港区立みなと科学館管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第52条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第32条第5項について、次のように改める。

5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

（1）修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。

（2）実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 浦田 幹 男 印

乙 千代田区紀尾井町3番23号
トータルメディア・東急コミュニティー
みなと科学館運営グループ
代表団体 株式会社トータルメディア開発研究所
代表取締役 山村 健一郎 印